限定承認公告

本籍北海道小樽市桜三丁目一九番、最後の住所北海道小樽市桜三丁目一九番四〇号
被相続人　亡　田村　克己

右被相続人は平成二十九年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年十月十八日札幌家庭裁判所小樽支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日
札幌市北区あいの里三条五丁目四番六号
相続財産管理人　田村由紀子

限定承認公告

本籍北海道札幌市手稲区新発寒六条九丁目四番、最後の住所札幌市手稲区新発寒六条九丁目四番一号　被相続人　亡　神　武雄

右被相続人は平成二十九年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年十月二十七日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日
北海道江別市野幌町二七番地の二二　アーバンＭＫ一〇六号室
相続財産管理人　神　茂雄

限定承認公告

本籍神奈川県小田原市曽我別所一二七番地、最後の住所神奈川県小田原市曽我別所一二七番地　被相続人　亡　大内　健裕

右被相続人は平成二十九年七月二十一日死亡し、その相続人は平成二十九年十月三十日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日
神奈川県川崎市高津区千年八四八番地一
フェルモ武蔵新城四〇七
限定承認者　大内　裕隆

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市港南区大久保一丁目一七九番地、最後の住所神奈川県横浜市港南区港南台九丁目一五番四一号　被相続人　亡　齋藤　浩一

右被相続人は平成二十九年三月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年十月三十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日
神奈川県横浜市港南区港南台九丁目一五番四一号
限定承認者　南波　一江

限定承認公告

本籍福井県小浜市中井第一三号二七番地、最後の住所北海道函館市千歳町三番三号　被相続人　亡　古谷　榮一

右被相続人は平成二十九年三月頃死亡し、その相続人は平成二十九年十月二十七日函館家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日
福井県小浜市中井第一一号五番地
相続財産管理人　古谷　鉄一

限定承認公告

本籍兵庫県相生市若狭野町入野四五八番地、最後の住所兵庫県芦屋市西山町四番五―五〇一号　被相続人　亡　栗原　佳次

右被相続人は平成二十九年七月二日死亡し、その相続人は平成二十九年十月三十日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日
滋賀県大津市水明一丁目四番地四五
相続財産管理人　石橋　薫

限定承認公告

本籍大分県大分市新川町一丁目一八七番地四、最後の住所大分県大分市大字野津原一三三一番地　被相続人　亡　河野　敬次

右被相続人は平成二十九年七月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年十月二十四日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十日
大分県大分市大道町三丁目四番五八―六〇三号
相続財産管理人　河野　哲郎

仮想通貨交換業の廃止の公告

当社は、平成二十九年九月三十日をもって仮想通貨交換業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行は完了しており、また、利用者への返還又は移転が必要な利用者の財産はございません。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告します。

平成二十九年十一月十日
東京都港区西新橋二丁目三三番四号プレイアデ虎ノ門八〇一号室
株式会社マイニングペイ
代表取締役　木内　尚幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億四千六十万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年八月二十一日
掲載頁　五十一頁（号外第一八〇号）
平成二十九年十一月十日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると綜合事務所内
ＴＬＳ３特定目的会社
取締役　池田　卓也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十七日
掲載頁　一一六頁（号外第六十二号）
平成二十九年十一月十日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　平塚ホールディング特定目的会社
取締役　松澤　和浩

取消公告

平成二十九年九月十二日掲載の限定承認公告は取消します。

平成二十九年十一月十日
福井県小浜市中井第一一号五番地
相続財産管理人　古谷　鉄一

正誤

平成二十九年九月二十六日（号外第二百八号）

国土交通省告示第八百六十七号（建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一九ページ改正後欄四行目と五行目の間に次のように加える。

十二　第一第十四号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

同ページ改正前欄四行目と五行目の間に次のように加える。

十　第一第十二号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

二五ページ改正後欄六行目「確かめなければならない」の誤り。

同日（号外第二百八号）国土交通省告示第八百六十八号（建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二六ページ改正後欄六行目「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）」は「令」の誤り。

平成二十九年九月二十九日（号外第二百十一号）

国土交通省告示第八百八十八号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一七八ページ上段改正後欄終りから七行目及び改正前欄終りから七行目「短期大学」は「短期大学」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十日付第二四四号一六〇ページ●同日付政府調達第二一三号四〇ページ●六月二十七日付（第一九三回）参会追録五六ページ十月分（月極一部当り）の郵送料二、二〇六円

◉官報郵送料のお知らせ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）